

日本学生支援機構 （貸与奨学金）

この奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構による、国の育英奨学事業です。勉学に励む意欲があり、それにふさわしい能力のある学生が、経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援するものであり、国内の奨学金制度の中で最も大規模なものです。

奨学金を受けようとする学生の願い出に基づき、学内審査及び大学推薦を経て、日本学生支援機構における選考ののち、採否が決定されます。

奨学金に関する周知は、学内掲示板で行いますので、確認してください。

定期採用

日本学生支援機構奨学金の定期募集は、年1回の募集（4月）のみです。出願の機会を失わないようにしてください。

大学学部・短期大学部

	第一種	第二種																																					
出願資格	1. 大学などに在学する学生で、人物・学業ともに優れ、経済的理由により著しく修学困難な者であること。 2. 第二種においては、人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学困難な者であること。 併用貸与（第一種、第二種の両方を貸与）することも可能ですが、人物・学業ともに特に優れ、第一種奨学金の貸与を受けることによっても、なお、その修学を維持することが困難であると認められる者であること。																																						
貸与月額	希望により何れか1つの金額を選択 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円、70,000円、80,000円、90,000円、100,000円、110,000円、120,000円																																						
	【平成30年度以降入学者】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校種</th> <th>月額の種類</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大学</td> <td>最高月額</td> <td>54,000円</td> <td>64,000円</td> </tr> <tr> <td>最高月額</td> <td>40,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>以外の月額</td> <td>30,000円 20,000円</td> <td>30,000円 20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">短大</td> <td>最高月額</td> <td>53,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>最高月額</td> <td>40,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>以外の月額</td> <td>30,000円 20,000円</td> <td>30,000円 20,000円</td> </tr> </tbody> </table> 【平成29年度以前入学者】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校種</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大学</td> <td>54,000円</td> <td>64,000円</td> </tr> <tr> <td>30,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短大</td> <td>53,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>30,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>		学校種	月額の種類	自宅	自宅外	大学	最高月額	54,000円	64,000円	最高月額	40,000円	50,000円	以外の月額	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	短大	最高月額	53,000円	60,000円	最高月額	40,000円	50,000円	以外の月額	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	学校種	自宅	自宅外	大学	54,000円	64,000円	30,000円	30,000円	短大	53,000円	60,000円	30,000円	30,000円
学校種	月額の種類	自宅	自宅外																																				
大学	最高月額	54,000円	64,000円																																				
	最高月額	40,000円	50,000円																																				
	以外の月額	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円																																				
短大	最高月額	53,000円	60,000円																																				
	最高月額	40,000円	50,000円																																				
	以外の月額	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円																																				
学校種	自宅	自宅外																																					
大学	54,000円	64,000円																																					
	30,000円	30,000円																																					
短大	53,000円	60,000円																																					
	30,000円	30,000円																																					

	<p>■入学時特別増額貸与奨学金（一時金）</p> <p>10万、20万、30万、40万、50万円から選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学時1回のみ振込 ・単独での申込みは不可 ・奨学金申込み時の家計基準における認定所得金額頑張って0万円以下であること。 ・認定所得金額が0万円を超えていても、「日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかったことについて（申告）」を提出できる者。（証明書添付必要） 	
貸与期間	日本学生支援機構が定めた月から卒業までの標準修業年限	標準修業年限（貸与開始は令和元年4月から9月まで選択可能）
募集方法	毎年4月に本学で募集説明会を行い、説明会の参加者のみ申込書類を配付する。	
募集時期	4月上旬～下旬	
採用対象	全学年	
貸与条件	無利子（入学時特別増額貸与は有利子）	有利子（年利率3%が上限） ・在学中の返還は無利子 ・利率は貸与終了時に決定
採用選考基準	<p>1. 学力</p> <p>■1年生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校の最終2か年の成績の平均が3.5以上の者 ・高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記に準ずる者 <p>■2年生以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の属する学部（科）の上位1/3以内の者 	<p>1. 学力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上の者 ・特定の分野で特に優れた資質能力を有する者 ・学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みの者 ・高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記に準ずると認められる者
	<p>2. 家計基準</p> <p>父と母双方の収入、又はこれに代わって家計を支えている者の収入が日本学生支援機構の定める収入基準額以下であること。</p> <p>【注意】第一種、第二種、併用貸与では収入基準額が異なる。</p>	

大学院 / 修士課程

	第一種	第二種
貸与月額	50,000 円、88,000 円	50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、 150,000 円
	<p>■入学時特別増額貸与奨学金（一時金）</p> <p>10 万、20 万、30 万、40 万、50 万円から選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学時 1 回のみ振込 ・単独での申込みは不可 ・奨学金申込み時の家計基準における認定所得金額頑張って 0 万円以下であること。 ・認定所得金額が 0 万円を超えていても、「日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかったことについて（申告）」を提出できる者。（証明書添付必要） 	
家計基準	<p>本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の平成 30 年分（1～12 月）の収入金額が、機構の定める収入基準額以下であること。</p> <p>【注意】第一種、第二種、併用貸与では収入基準額が異なる。</p>	

緊急採用・応用採用

	緊急採用（第一種）	応用採用（第二種）
貸与条件	無利子	有利子
推薦 選考対象	家計が急変した者で次の事項のいずれかに該当し、その事情が発生した時から1年以内である者。 1. 主たる家計支持者が失職した場合（再就職したが収入が著しく減少している場合も対象となる。） 2. 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合 3. 主たる家計支持者が破産した場合 4. 病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、申込み者の属する世帯の家計の支出が著しく増大、もしくは収入が減少した場合 5. 火災、風水害、震災などにより災害救助法・天災融資法等の適用を受け著しい被害を受けた場合	
採用時期	年間を通じて随時	
貸与期間	■貸与始期 家計急変の事由が発生した月～2020年3月の間で希望する月 ■貸与終期 2020年3月 ただし、毎年申請することにより原則修業年限の終期まで継続ができる。	■貸与始期 家計急変の事由が発生した月～2020年3月の間で希望する月 ■貸与終期 原則として卒業予定期

奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与月額等の条件を設定することで、返還総額や返還回数、毎月の返還額などについて試算を行うことができるシステムです、登録の手続きは必要ありません。

借りる際は、確認することをお勧めします。

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

日本学生支援機構奨学金に関する手続き

日本学生支援機構は、採用後の奨学生に対して数々の手続きを課しており、本学では学生生活課が日本学生支援機構に代わってその事務を行っています。

在学中、手続きに関して分からない場合は、学生生活課窓口にお問い合わせください。

手続きの連絡は、すべて掲示でお知らせしています。

ここには、「誰が」「いつ」「どんな」手続きをしないといけないのかを案内しますので、該当する手続き日程の2週間前には掲示板を確認し、必ず本人が手続きをしてください。

掲示未確認により不利益が生じて、それはあなたの責任です。

なお、海外留学、教育実習などで手続きができない場合は放置せず、事前に学生生活課へ申し出てください。

■ 掲示場所

西キャンパス：本館1階1号館から2号館の間

東キャンパス：本館1階学生控室前

予約採用者の手続き / 高校在学中に『採用候補者』の通知を受けた方

採用候補者決定通知は、高校在学時に、あらかじめ大学入学後、奨学生として採用が約束されている採用候補者（以下「予約奨学生」という。）に日本学生支援機構が交付するものです。

予約奨学生は、4月の前期ガイダンス期間中に開催される『**予約採用者進学時説明会**』にて「採用候補者決定通知〔進学先提出用〕」・「日本政策金融公庫の国の教育ローンを利用できなかったことについて〔日本政策金融公庫に手続きした書類〕等の必要書類（該当者のみ）」を提出しなければなりません。

書類提出時に本学から「識別番号（ユーザID、パスワード）」を提示しますので、**本学が定める期間内に、自らインターネットを通じて「進学届」の提出**を行ってください。

その後、『採用時説明会』に出席して、「奨学生証」「返還誓約書」等の書類を受け取り、学校の定めた期日に返還誓約書等必要書類を提出しなければなりません。返還誓約書等必要書類を提出しない場合又は必要書類に不備がある場合は、奨学金の振込みは止まります。さらには振込済の奨学金の返金及び採用取消の処分になります。

予約奨学生として採用されていても、**上記のような一連の事務手続きを行わなければ、奨学生としての資格を失いますので、くれぐれも注意してください。**

定期採用（在学採用）の申込み / 大学入学後に申込みをする方

大学入学後に申込みをする者は、4月の前期ガイダンス期間中に開催される『**新規申込説明会**』に参加のうえ申込用紙を受け取り出願してください。

在学届の提出 / 高校・編入学前の短大等で貸与を受けていた方

「在学届」は前学校（高校・編入学前の短大等）で貸与を受けた奨学金の返還を、在学期間中猶予するための書類です。

前学校で配付された「返還のてびき」の各種願出用紙の中にある「**在学届**」をコピーし、その用紙に記入したものを提出してください。

【注意】 本学発行の「在学証明書」とは異なりますので、注意してください。

編入学奨学金継続願の提出

短大在学時に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、大学に編入した場合、「編入学奨学金継続願」を提出すれば、第二種奨学金に限り継続して貸与を受けることができます。

「編入学奨学金継続願」は、学生生活課で配付します。

【注意】 第一種奨学金を希望する場合は、編入学後、4月の前期ガイダンス期間中に開催される「新規申込説明会」に参加のうえ出願してください。

奨学金継続説明会 / 奨学金継続願の提出

第一種又は第二種奨学生として採用され、現在も貸与を受けている場合は、12月～1月上旬に開催される『奨学金継続説明会』に参加し、本学が定める期間内に、自らインターネットを通じて提出（入力）を行ってください。

説明会の開催日時については、掲示板で事前にお知らせします。

この手続きを怠った場合、「廃止」となり奨学生の資格を失います。

なお、継続を希望しない場合も、奨学金辞退の入力が必要となります。

【注意】 継続手続き（インターネット入力）の他に、奨学生にふさわしい修学状況であるかの認定が行われます。学業成績や性行が不良であったり、奨学生としての責務を怠ったため奨学生として適当でないと認められる場合は、奨学生としての資格を失う「廃止」措置となります。注意してください。

貸与奨学金返還説明会

奨学金辞退者は貸与終了の1～2か月後に、今年度卒業者は、卒業する年度の10月～11月ごろに『貸与奨学金返還説明会』が開催されます。

『返還説明会』では、貸与終了後に必要な手続きや救済制度等について説明を行います。

説明会の開催日時については、掲示板で事前にお知らせします。